

船 行 第 4 3 5 号
平 成 17 年 9 月 27 日

船 橋 市 監 査 委 員 様

船橋市長 藤 代 孝 七

平成 16 年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置状況等について

平成 17 年 2 月 23 日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成 16 年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置状況等について、別紙のとおり通知いたします。

なお、この通知につきましては、監査の結果に係る措置状況以外に、監査の結果に添えられた意見に係る状況や考え方も含まれておりますので、公表にあたりましては「包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しています。」という注記を添えてくださいますようお願いいたします。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	使用料賦課の可否に係る事務 決裁手続が行われていない	使用料の賦課を行わない場合においても、供用開始された区域において「告示予定区域実態調査票」を基に賦課決定の決裁を受けて処理している。(下水道管理課)	
監査結果	部長決裁が必要な減免が課長 決裁で行われている	財務規則(専決及び代決)第3条第1項別表第3区分二収入(2)減免の決定に関する事。(ア)法令等で基準が明定されていないものに基づき、平成16年8月から部長決裁により処理している。(下水道管理課)	
監査結果	上下水道使用料の徴収を一括 して行うことで、事務処理の効 率化と使用料支払いの簡素化 を進め、利用者サービスの向 上を図ることが望ましい	一括徴収については、千葉県水道給水区域の10市1村で構成されている「下水道使用料等事務連絡協議会」が、県水道局との交渉窓口となつて折衝を行っていたところだが、県水道局では上水道事業の一部を市町村に移譲する考えがあるため一括徴収に難色を示していたが、給水区域内市村の意思統一が図られれば、合同で検討研究を行いたい旨の回答があり、協議会にて調整中である。(下水道管理課)	「下水道使用料等事務連絡協議会」内部における意思統一並びに検討内容の整理を早急に行い、県水道局との協議を再開する。(下水道管理課)
監査結果	料金改定は、普及率や経済環 境の変化を勘案した柔軟な姿 勢で決定していくことが望ま れる	平成17年4月より下水道財政検討委員会を立ち上げ、料金等を含め、見直しを進めている。(下水道管理課)	
監査結果	予算作成時に基準内及び基準 外繰出金を算定し、これに歳 入不足補填目的の繰出金を加 えることで明確化を図るべき である	予算作成時には、整備予定と過去の実績を踏まえて、歳入・歳出のおの積み上げ、その差を繰入金としている。予算作成時には、下水道部として見積もりをしても、財政部門の査定が入るので、その都度、繰入金も上下している。(下水道管理課)	経営成績については決算分析を行い、予算編成時の資料としている。外部監査人は項目ごとに基準内、基準外を算定し、歳入不足補填額を加え、一般会計繰出金とせよとし、管理目的の目標値となつてはいるが、予算において基準内基準外と言つても、決算分析で使用した按分率を使用せざるを得ないので、算定しても管理目的の目標値にはなり得ないものとする。また、一般会計の繰出金については市の予算全体を考える必要がある。(下水道管理課)
監査結果	予算作成時に市独自の繰出 金と歳入不足補填目的の繰出 金を算定し、削減目標値を明 確にすべきである	市独自の繰り出し基準はない。(下水道管理課)	市独自の繰り出し基準を作成する。予算作成時には3-(2)同様とし、当分の間、決算分析にて活用するものとする。(下水道管理課)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	繰出金の各項目ごとに予算実績比較を実施すべきである	監査時点と同じ(下水道管理課)	3 - (2)同様(下水道管理課)
監査結果	貸付金について、規則に従った徴収が行われていない	監査時点と同じ(下水道管理課)	当該制度の主旨を鑑み、規則については他市の状況等を調査、研究する。(下水道管理課)
監査結果	規程集に誤植等がある	平成17年4月1日作成の契約関係規程集で訂正した。(契約課)	
監査結果	市内業者に対する、入札における運用方針や取扱いについて、どれがより望ましいか、再確認しておく必要がある	市内業者で施工可能な工事については、市内業者に発注している。市内業者の育成及び受注の機会の確保に努めている。(契約課)	引き続き、市内業者の受注の機会の確保をしていく。(契約課)
監査結果	市内業者・市外業者という二つの括りで最低制限価格を設けている点について検討が必要である	最低制限価格の設定率については、市内業者は85%、市内業者と市外業者の混合発注の場合は80%、市外発注は75%と設定している。市外業者とは、大手ゼネコンを指しており、資本力の違いから市内業者と差を設けて実施している。(契約課)	市内業者と市外業者(ゼネコン)との差は設けていく。(契約課)
監査結果	最低制限価格の設定率算定の合理性と区分による10%の差の妥当性について検討が必要である	本市は、平成15年度から原則130万円以上の工事事案件は、ダイレクト型一般競争入札を導入し、競争性を確保することで効果を上げている。この入札方式は、一定の条件をクリアすれば受注意欲のある企業は、誰でも参加可能である反面、不良業者による粗漏・粗雑工事の恐れも有していることから、最低制限価格制度・低入札価格調査制度を採用している。(契約課)	最低制限価格の設定率については、関係機関等と協議検討していく。(契約課)
監査結果	賃借料の算定に当たっては、明確な根拠に基づいた算定を行うことが望ましい	脱水汚泥の最終処分用地の賃借料については、昭和57年1月20日から現在まで23年間継続して借地しており、当時は近隣近傍の土地の月額借地料単価と同額(30円/m ²)で地主と交渉して契約締結し現在は月額34.5円/m ² で継続して契約している。その際参考として当時の船橋市行政財産使用料条例により市有地を賃貸する場合の使用料との比較を行っている。(西浦下水処理場)	当該土地は脱水汚泥の埋立て処分地として特殊な利用に供していることなどから、明確な根拠に基づく算定は困難であるが、近隣近傍同種規模の賃借契約額、路線価、土地の売買価格、固定資産評価額、行政財産使用料条例などを参考に、地主と交渉の上で賃貸借契約を締結する。(西浦下水処理場)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	落札率の高い業務について、より一層の落札率の低減を図る必要がある	落札率の低減を図るため、有害物質等の分析業務、清掃業務などを指名競争入札から郵便による指名競争入札に変更し、競争性を高めている。(西浦下水処理場) 平成16年度から指名業者数を3社から5社に増やし、競争性を高めている。(高瀬下水処理場)	
監査結果	指名競争入札の委託契約について、契約方法等の検討が必要と考えられる	平成15年度までは指名競争入札で行っていた委託契約について、平成16年度に3業務を郵便による指名競争入札に変え、平成17年度は6業務を郵便による指名競争入札に変更した。また、随意契約で行っていた業務の見直しを行い指名競争入札に出来るものは変え、指名業者の変更も一部行った。(西浦下水処理場)	指名業者数を増やし、入札額の高い業者を次回の入札から外す等検討していきたい。(高瀬下水処理場)
監査結果	入札参加者資格審査基準及び入札約款に誤植等がある	平成17年4月1日作成の契約関係規程集で訂正した。(契約課)	
監査結果	薬品購入の単価契約について、契約単価を下げる取組み姿勢を示すことが必要と考える	工業薬品の入札は、これまで市内業者のみの指名であったが、平成17年度の入札は、市外業者も指名に加えて執行した。(契約課)	市外業者の参加の拡大、高い価格での応札業者の入れ替え等、今後も競争性の向上に努める。(契約課)
監査結果	包括的民間委託の導入では、目標削減額や目標パフォーマンスを設定し、達成するための方法を検討することが望まれる		平成17年4月から部分的な包括的民間委託を導入し、実績を踏まえながら今後の対応を検討していきたい。(高瀬下水処理場)
監査結果	包括的民間委託について、西浦下水処理場でも今後検討していくことが望まれる	監査時点と同じ(西浦下水処理場)	西浦下水処理場においては、財政健全化プランに基づき平成16年度、平成17年度に運転管理業務を委託し、業務委託を実施し運用しつつ、今後、包括的民間委託の導入にあたっての課題等について検討する。(西浦下水処理場)
監査結果	整備計画について、より効率的、効果的な事業執行が行える計画となるよう改善することが望ましい	下水道整備には膨大な費用と時間が必要であり、このため国の政策として補助制度、さらに長期に至る資産であることから起債の充当が許可されるもので、事業に係る費用は国庫補助金が重要な財源となり、ひいては市民の負担を軽減するためにも国庫補助金を可能な限り運用することが重要であることから現状の国庫補助金が整備の基準となる。さらに事業費に伴う起債償還については、財政当局と十分な協議により中長期的な動向を判断し、繰入金との調整を行っている。(下水道計画課)	経済情勢、社会情勢の変化が激しい時期でもあり、人口の増減など予測困難な要因が多ことから、中長期計画の策定では、毎年度実績及び方針の修正を行いながら、現状に合わせた計画に修正をし、的確に情勢を反映したものとす。また、情報公開では見込み的な情報により混乱を招かないよう留意しながら、随時情報公開を実施していく。(下水道計画課)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	経済性の比較を行う場合、具体的かつ的確なデータに基づいた有効・適切な分析を行い、市民の理解と協力が得られるよう努力することが期待される	汚水適正処理構想は千葉県全体の汚水処理について定期的に見直しており、今回平成15年度における見直しでは全国的な比較が行えるよう関係省庁統一の比較マニュアルに基づき検討している。地域的な格差については県のマニュアルにより検討している。下水道処理施設整備は補助金及び起債の財源充当が基本であり、合併処理浄化槽と同じ条件にするため償還利子は考慮していない。(下水道計画課)	整備実績には合流式の整備費が含まれ、このうち分流分を分離することが困難であるため差異が生じている。今後合流整備を分流整備した場合での検討も考慮する。汚水適正処理構想では県内を统一的な判断基準により計画するため、県のマニュアルを用いている。(下水道計画課)
監査結果	化学物質等の消耗品出納簿が作成されていない	平成15年度は化学物質等在庫確認簿で毎月確認していたため、化学物質等の消耗品出納簿は作成していなかった。この化学物質等には劇毒物も含まれており在庫確認を厳重にするため、平成16年4月から残量をグラム又はミリリットル単位で管理するよう分析試薬受払い簿を作成し、消耗品出納簿も作成した。(西浦下水処理場)	
監査結果	ポンプ場の土地の取得価格が記載されていない	平成17年4月に中山ポンプ場、都疎浜ポンプ場の土地取得価格を調査し、土地台帳に記載した。(西浦下水処理場)	
監査結果	付帯設備の台帳若しくは補助簿が整備されていない	付帯設備の補助簿については、平成17年度現在調査整備中である。(西浦下水処理場・高瀬下水処理場)	平成17年度末を目途に整備する。(西浦下水処理場) 平成18年度に整備を予定している。(高瀬下水処理場)
監査結果	下水処理場・ポンプ場の設備台帳が整備されていない	整備台帳については、平成17年度現在調査整備中である。(西浦下水処理場・高瀬下水処理場)	平成17年度末を目途に整備する。(西浦下水処理場) 平成18年度に整備を予定している。(高瀬下水処理場)
監査結果	下水処理場・ポンプ場の工作物台帳が整備されていない	下水処理場・ポンプ場の工作物台帳については、平成17年4月から整備中である。(西浦下水処理場) 設備台帳から工作物を分けるとともに、工作物の取得価格についても平成17年度現在、調査整備中である。(高瀬下水処理場)	施設が古いため、29年前の取得時の価格・仕様の調査に時間がかかるものの、平成17年度末を目途に整備する。(西浦下水処理場) 平成18年度に整備を予定している。(高瀬下水処理場)
監査結果	下水処理場・ポンプ場の建物が登記されていない	不動産登記法の附則第9条の規定により登記義務が免除されており、建物登記はされていない。(西浦下水処理場・高瀬下水処理場)	不動産登記法の附則第9条の規定により登記義務が免除されているため、建物登記はされていないが、財務規則に規定されている事項であることから、今後、財務規則の改正を含めて検討する。(管財課・西浦下水処理場・高瀬下水処理場)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	退職に係る特別昇給について、廃止する方向で検討することが望ましい	長期勤続等による退職時の特別昇給については、平成17年4月1日以降廃止した。(職員課)	
監査結果	特殊勤務手当の特殊性の定義があいまいである	監査時点と同じ(職員課)	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる業務であるか否かについては、適宜業務内容を把握して定義づけを整理する。(職員課)
監査結果	特殊勤務手当について重複が発生しており、見直しの余地があると考える	監査時点と同じ(職員課)	特殊勤務手当は、各業務の特殊性に応じて支払われるものであり、一の業務につき同一の特殊性に対して重複して手当を支払うことはないが、誤解を生じやすい支給内容については、今後見直しを図る。(職員課)
監査結果	特殊勤務手当の種類や支給基準を見直すことが望まれる	特殊勤務手当については、平成17年4月1日に「清掃手当」のうち「霊園及び都市公園清掃」並びに「緑地整備作業」と、「税務手当」及び「料金等賦課収納手当」のうち「内勤」並びに「賦課のため外勤」に係る手当を廃止した。(職員課)	今後とも、事務効率の向上等により特殊性の希薄となってきた業務については、適宜見直しを図る。(職員課)
監査結果	特殊勤務手当については、内規等によりその内容を明確にし、公平性を確保することが望まれる	監査時点と同じ(職員課)	特殊勤務手当の取扱いについては、その適用業務が多岐にわたる場合、簡潔かつ具体的に全てを明示することは困難であるが、適宜内容の明確化に努める。(職員課)
監査結果	調整手当の支給率の見直しを検討していくことが望まれる	監査時点と同じ(職員課)	調整手当については、平成15年4月に支給率を10%から9%に引き下げたところであるが、今後とも国の給与制度や近隣市等の状況等を踏まえて適宜検討する。(職員課)
監査結果	西浦下水処理場について、運転管理業務の外部委託化を行っていくことが望まれる	西浦下水処理場で所管している4施設(西浦下水処理場、中山ポンプ場、都疎浜ポンプ場及び湊町ポンプ場)のうち、中山ポンプ場運転管理業務を財政健全化プランに基づき、平成17年4月1日から外部委託化した。(西浦下水処理場)	財政健全化プランに基づき、平成18年4月1日から西浦下水処理場の運転管理業務の外部委託を実施する予定である。この委託業務には遠方監視制御する中山ポンプ場、都疎浜ポンプ場及び自動運転の湊町ポンプ場が含まれる。(西浦下水処理場)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	高瀬下水処理場とともに、西浦下水処理場も併せて包括的民間委託を検討していくことが望ましい	平成17年度に中山ポンプ場の運転管理業務を外部委託している。(西浦下水処理場)	西浦下水処理場は、平成18年度に仕様発注による運転管理業務の外部委託化を図る。その後、高瀬下水処理場の包括的民間委託及び他市の動向と共に仕様発注である外部委託の実績・効果を見極め、今後、性能発注・長期継続契約である包括的民間委託について調査検討する。(西浦下水処理場)
監査結果	下水道部全体での消耗品予算を組み、発注して全体の支出を抑える姿勢が必要と考える	各課の事業の進捗状況に合わせて必要なものを必要な時に発注している。契約事務は契約課で行い、各課へ直接納品されている。共通物品は市全体の契約として単価契約をし、支出を抑えている。(下水道管理課)	各課の職員が通常業務の傍ら発注していることで、効率的な発注ができています。特に処理場などのように、日々の下水処理に必要なものは常に現状を把握し、在庫確保に努めねばならない。また、左記に述べた通り、契約課で市全体として発注しているため、部全体で発注しても経費の節減にはつながらないと考えられる。(下水道管理課)
監査結果	差異分析の基準や文書の様式について方針を決定し、マニュアルを整備することが重要と考える	監査時点と同じ(下水道管理課)	予算実績管理については、契約の方法、入札の方法等、個々の契約によって条件が異なるため、その分析マニュアルを作成するのは困難であり、分析は個々に対応する。(下水道管理課)
監査結果	差額発生理由及び金額を調査し、差額を少なくしていくという取組みが必要と考える	過年度の入札差金等の事由を検討し、次年度以降の予算基礎となる工法、現場条件等を勘案し、予算に反映させ、予算の削減を図るよう進めている。(下水道建設第一課)	不測の状況への対応や、現段階での請負比率等を勘案した中で、予算上で削減を図る。(下水道建設第一課)
監査結果	下水処理場正門の鍵の暗証番号がホワイトボードに記入されていた	平成16年8月2日の現地視察後に指摘を受け、直ちに記入を消し、鍵を定期的に交換している。(高瀬下水処理場)	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	月決め業者に納期限内の支払を徹底させ、滞納業者に対しては、厳しい態度で改善指導を行っていく必要がある	平成17年度4月分ごみ処理手数料については、納入期限が5月31日であったが、納入期限までに納入した業者は、20業者中10業者であった。また、そのうち船橋市財務規則第9条により督促状を発送した業者は6業者であった。 平成17年4月1日「一般廃棄物処理許可業者に係る処理手数料の月決め納入許可」を20社に許可しているが、その際、「ごみ処理手数料の月決め納入の納期限内納付」について通知しているところである。また、許可業者で組織される一般廃棄物協同組合の役員を召集し、納期限内の納入を組合員に周知徹底することをお願いしている状況である。(クリーン推進課)	現在の要綱では、納期限後2ヵ月以上の滞納がある場合、月決め許可を取り消すとなっていることから、これに該当する場合は速やかに現金払いに切り替えるものとする。そこで、納期限内納入をさらに明確にするため、要綱の見直しを図り、これにより平成18年度許可業者の許可更新とあわせ、手数料の適正な収納や事務の効率化を図ることとする。(クリーン推進課)
監査結果	収入未済及び不納欠損の予防という観点から決済条件の短縮化を図っていくことが望ましい	鉄屑の発生の都度、決済している。(南部清掃工場) 平成17年度より、鉄くずの売り払い契約については、1ヵ月毎の決済条件に変更した。(北部清掃工場)	
監査結果	原価計算では、資産の取得に係る支出を、経済的使用可能期間に渡り、減価償却費として按分していく必要がある	平成12・13年度北部清掃工場ダイオキシン対策工事の経費について、物件費として計上し原価を算出していたが、誤りであるため、減価償却費として計上し、原価計算の修正を行った。(クリーン推進課)	今後は、同様の修正等がないよう、適正な事務処理を進める。(クリーン推進課)
監査結果	償却台帳を作成し、資産及び減価償却費の管理を行っていくことが必要である	現在、減価償却資産については、減価償却簿により管理し、原価計算に反映させているところである。(クリーン推進課)	償却台帳の作成については、今後検討したい。(クリーン推進課)
監査結果	予算金額や事業計画上の金額を基礎とした見積原価の計算が行われていない	本市は、(社)全国都市清掃会議が昭和54年3月に作成した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」を参考にして、決算ベースの実際にかかった原価(決算原価)により算出している。(クリーン推進課)	多くの自治体が「手引き」を原価計算基準として採用しているが、ごみ処理事業の内容が複雑化している現状において、また、行政活動のコストと成果を市民に公表しながら、一層の事業改善とコスト削減に取り組んでいくことが、これまで以上に求められることから、算出方法等の見直しが必要であり、マニュアル化が望まれるところである。しかし、見積原価については、現状(決算原価)との比較の実績がないため、今後検討したい。(クリーン推進課)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	経済的使用可能年数に基づく償却期間を使用して原価計算を行っていくことが望ましい	所得税法施行令第129条及び法人税法施行令第56条に基づく「減価償却資産の耐用年数に関する省令」を準用している。(クリーン推進課)	
監査結果	手数料水準の見直しを行うに当たっては、見積原価を用いていくことが望まれる	決算ベースの実際にかかった原価の計算により算出している。(クリーン推進課)	適正な原価計算の手法を取り入れるなどして改善を図っていく。(クリーン推進課)
監査結果	見積原価を算定するにあたっては、固定費(委託費)の引下げを検討していく必要がある		委託契約については、今後、契約方法等の見直し(競争入札へ移行)が予定されていることから、コストの削減も見込まれるものと考えられる。(クリーン推進課)
監査結果	事業活動に伴うごみ処理手数料については、今後料金水準の見直しを検討していくことが望まれる	現在のごみ処理手数料は、平成6年度のごみ処理経費から算出し、平成8年5月に改正されたものであるが、施行後8年が経過した現在、現状の処理経費に即した料金であるとはいえない状況である。(クリーン推進課)	手数料の見直しを定期的に行っていくシステムづくりを確立する必要がある。また、平成18年度に「一般廃棄物処理基本計画」が策定されることから、この計画を踏まえ、将来的展望を視野にいれた料金設定を考えていきたい。(クリーン推進課)
監査結果	指名競争入札については、指名業者の変更等を行い硬直化を防ぐとともに、入札方法の変更を行い、実効性を高めるべきである	指名競争入札については、前年度最高入札額・落札額との差の大きい額の業者を入れ替えて行っている。また、17年度より契約方式を見直し、郵便型指名競争入札等へ変更を行なっている。(北部清掃工場・南部清掃工場)	今後も指名競争入札の指名業者については、変更を行って硬直化を防ぐとともに、契約方式を見直し、入札の実効性を高めていく。(北部清掃工場・南部清掃工場)
監査結果	クレーンの点検整備と安全ネット点検整備は、2つの業務を一緒にし、コスト削減を図ることが望ましい	平成17年度より、クレーン点検整備業務委託と安全ネット点検整備業務委託を一本化し、郵便型指名競争入札で実施した。(北部清掃工場)	
監査結果	業務委託契約についても評価基準を作成し、入札条件に評価結果を組み入れることで、効果的な委託業者の選定、管理が可能と考える	監査時点と同じ(北部清掃工場・南部清掃工場)	今後検討したい。(北部清掃工場・南部清掃工場)
監査結果	薬品購入の単価契約について、契約単価を下げる取組み姿勢を示すことが必要と考える	工業薬品の入札は、これまで市内業者のみの指名であったが、平成17年度の入札は、市外業者も指名に加えて執行した。(契約課)	市外業者の参加の拡大、高い価格での応札業者の入れ替え等、今後も競争性の向上に努める。(契約課)
監査結果	指名から除外している業者を指名業者に加えることで、落札率及び契約単価の引下げが期待できる	平成17年度より、落札率及び契約単価の引き下げを図るため、指名参加業者数を4社から5社に増やした。(清掃センター)	指名業者の選定の適正化に努める。(清掃センター)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	入札を年2回としているため、年1回とした場合よりも契約額が高くなる可能性がある	平成17年度より、年1回の入札とし、購入価格の引き下げを図った。(清掃センター)	
監査結果	北部清掃工場の土地台帳の一部について、取得価格が記載されていない	贈与された土地については、平成17年6月に土地台帳へ価格を記載した。(北部清掃工場)	
監査結果	北部清掃工場の建物の一部について、取得価格がまとめて記載されている	一括表示になっているものを、平成17年6月にできる限り個々に分割して記載した。(北部清掃工場)	
監査結果	北部清掃工場の付属設備の台帳若しくは補助簿が整備されていない	一括表示になっているものを、平成17年6月にできる限り個々に分割して記載した。(北部清掃工場)	
監査結果	北部清掃工場の設備台帳の取得価格の修正が行われていない	平成17年6月、できる限り設備個々の取得価格で修正を行った。(北部清掃工場)	
監査結果	北部清掃工場の工作物台帳が整備されていない	平成17年6月、工作物台帳の整備を行った。(北部清掃工場)	
監査結果	清掃センターの土地台帳の一部について、取得価格が記載されていない	平成17年6月、土地台帳に取得価格を記載した。(清掃センター)	
監査結果	清掃センターの工作物台帳が整備されていない	施設建設時の書類等を確認し、17年6月に工作物台帳を作成した。(清掃センター)	
監査結果	南部清掃工場等の土地台帳の一部について、取得価格が記載されていない	寄付取得年度での固定資産評価額を平成17年2月に台帳へ記載した。(南部清掃工場)	
監査結果	南部清掃工場等の付属設備の台帳若しくは補助簿が整備されていない	施設等建設時の書類等を確認し、17年6月に設備台帳を作成した。(南部清掃工場)	
監査結果	南部清掃工場等の設備台帳が整備されていない	施設建設時の書類等を確認し、取得価格、取得年月日を記載した設備台帳を17年6月に作成した。(南部清掃工場)	
監査結果	南部清掃工場等の工作物台帳が整備されていない	施設等建設時の書類等を確認し、17年6月に工作物台帳を作成した。(南部清掃工場)	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	クリーン推進課の土地台帳の一部に取得価格が記載されていない	既に帰属したステーション用地については、固定資産評価を台帳に記載することとし、現在調査中である。(クリーン推進課)	今後、帰属するステーション用地については、年度ごとに固定資産評価額を台帳に記載する。(クリーン推進課)
監査結果	建物が登記されていない	不動産登記法の附則第9条の規定により、登記義務が免除されており、建物登記はされていない。(クリーン推進課・清掃センター・南部清掃工場・北部清掃工場)	不動産登記法の附則第9条の規定により登記義務が免除されているため、建物登記はされていないが、財務規則に規定されている事項であることから、今後、財務規則の改定を含めて検討する。(管財課・クリーン推進課・清掃センター・南部清掃工場・北部清掃工場)
監査結果	行政財産の使用許可の手続きが行われていない	平成8年度から北部清掃工場内に設置されている「破砕選別処理施設」は、設備一式を(株)大谷商事から借り受け運営されているものであるが、当初は土地の使用について、(株)大谷商事から北部清掃工場に「行政財産使用許可申請書」が提出されていた。しかし、平成12年度にこの処理施設が船橋市の「一般廃棄物処理施設」となったため、土地の利用者はクリーン推進課として北部清掃工場に使用許可を受けていた。包括外部監査の指摘を受け、平成17年度は大谷商事が北部清掃工場に「行政財産使用許可申請書」を提出し許可されている。(クリーン推進課)	現在、破砕選別処理施設が設置されている場所は、北部清掃工場の建替用地であるため、建設時には別の場所に移転するものであるが、その間は引き続き(株)大谷商事より北部清掃工場に「行政財産使用許可申請書」を提出させる。(クリーン推進課)
監査結果	用地の使用を許可する場合には、適切に使用料を徴収する必要があると考える	粗大・不燃ごみを選別する中間処理施設の設備一式を賃借しているが、ごみを選別し、再資源化を図り、ごみ焼却量を抑えることにより焼却炉の負荷を軽減し、最終処分量も削減している。また、この施設は本市の「一般廃棄物処理施設」として位置付けられており、ごみ処理行政を円滑に運営していくうえで、このような施設は他になく、必要不可欠となっていることから土地の使用料は減免としている。(クリーン推進課)	平成18年度より適切な使用料を徴収する考えである。(クリーン推進課)
監査結果	環境公社を契約当事者から除外し、市が再生センターの管理運営業務を直接委託する必要があると考える	公社に委託している業務の一部を有価物回収協同組合に再委託している現状であるが、公社が同組合の機動力等を活用し、効率的な運営をしているものとする。(クリーン推進課)	再生センターの管理運営には、リユース活動の啓発業務等の関連する部署や様々な団体との連絡調整が必要であるため、柔軟かつ迅速に対応できる公社のメリットを活用したい考えである。(クリーン推進課)
監査結果	修理品や展示品は、金銭的に重要なものに限定して継続的な受払管理と定期的な棚卸を実施する必要がある	在庫管理について、再生商品となった「家具」「自転車」及び「当初販売価格が5千円以上の物品」について4月から実施した。(クリーン推進課)	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	現金管理は、不正が生じないように、公社担当者が日々検査する必要がある	販売を金銭登録機(レジスター)で処理していることから、定期的に公社職員が検査・確認する体制とした。(クリーン推進課)	不正の生じにくい販売体制とし、公社職員が定期的に検査確認する。(クリーン推進課)
監査結果	再生品のアピールと販売努力を進める必要があると考える		再生センターの場所や再生品の販売について、市民に周知を図り、より一層の活用が図れるよう機会を捉え、PRする考えである。(クリーン推進課)
監査結果	余熱利用施設は、将来の施設の利用者数やランニングコスト等を的確に予測し、建設の可否を決定する必要があると考える	一般廃棄物処理基本計画策定に当たり、市民の意見を聴取しながら17年度及び18年度で建設の必要性を検討する予定である。(クリーン推進課)	建設する場合には、平成18年度以降外部監査指摘事項を含め、事前調査や建設計画を策定する。(クリーン推進課)
監査結果	設備導入に当たっては、情報を収集し、事業計画決定後でも状況に応じて計画の変更や中止を検討する必要があると考える	監査時点と同じ(クリーン推進課・南部清掃工場)	計画の変更や中止の意志決定については、状況の変化に伴い、速やかに検討する。(クリーン推進課・南部清掃工場)
監査結果	効率的に再稼働させる方法を検討し、再稼働が不可能な場合、速やかに設備を除去する必要があると考える	監査時点と同じ(クリーン推進課・南部清掃工場)	財務省の「ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数」と起債の償還等を総合的に勘案して検討する。(クリーン推進課・南部清掃工場)
監査結果	旧西浦事業所のダイオキシン調査は早急に実施すべきであるとする	平成18年度予算に調査費を計上する予定である。(クリーン推進課)	予算が確保された時点で、調査を実施する。(クリーン推進課)
監査結果	倒壊による事故が発生しないように、施設が管理されなければならないと考える	跡地利用を検討するとともに、経過観察を実施している。(クリーン推進課)	今後、倒壊の恐れのある部位の補強又は取り壊し、更には全面解体を含め必要な措置を講じる予定である。(クリーン推進課)
監査結果	骨材の歩留率を高め、焼却灰等を極力減らす必要があると考える	監査時点と同じ(クリーン推進課・南部清掃工場)	焼却残渣の均一性を確保するために、許可搬入業者への事業系ごみの分別を徹底させる。(クリーン推進課・南部清掃工場)
監査結果	原材料出納簿が作成されていない	17年7月から財務規則に従い、原材料出納簿で管理している。(南部清掃工場) 17年6月から財務規則に従い、原材料出納簿で管理している。(北部清掃工場)	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	財務規則に生産物に関する管理規定を設ける必要がある	現在物品については財務規則上「備品」「消耗品」「原材料」に分類されている。(財政課)	生産された「骨材」といっても、「原材料品」として原材料出納簿に記載することにより物品管理することは可能であるため、新たな分類を設けることなく今後は原材料出納簿により管理することとする。(財政課)
監査結果	一般廃棄物処理基本計画を今後の中長期的な方針となるように適切に更新する必要がある	一般廃棄物処理基本計画の更新に向け、ごみ処理プロジェクトと市民参加型検討委員会により、素案の策定に当たる。(クリーン推進課)	平成18年度一般廃棄物処理基本計画の策定を予定している。(クリーン推進課)
監査結果	施設整備に当たっては、計画段階において独自建設事業とPFI事業の費用対効果を検討し、最良の手法を策定することが望まれる	一般廃棄物処理基本計画策定に当たり、単独建設事業と民間事業者活用について、市民の意見を聴取し、計画に反映させる予定である。(クリーン推進課)	実施方式の比較に当たっては、PFIアドバイザー委託業務も視野に入れた検討を図りたい。(クリーン推進課)
監査結果	退職に係る特別昇給について、廃止する方向で検討することが望ましい	長期勤続等による退職時の特別昇給については、平成17年4月1日以降廃止した。(職員課)	
監査結果	特殊勤務手当の特殊性の定義があいまいである	監査時点と同じ(職員課)	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとは認められる業務であるか否かについては、適宜業務内容を把握して定義づけを整理する。(職員課)
監査結果	特殊勤務手当について重複が発生しており、見直しの余地があると考え	監査時点と同じ(職員課)	特殊勤務手当は、各業務の特殊性に応じて支払われるものであり、一の業務につき同一の特殊性に対して重複して手当を支払うことはないが、誤解を生じやすい支給内容については、今後見直しを図る。(職員課)
監査結果	特殊勤務手当の種類や支給基準を見直すことが望まれる	特殊勤務手当については、平成17年4月1日に「清掃手当」のうち「霊園及び都市公園清掃」並びに「緑地整備作業」と、「税務手当」及び「料金等賦課収納手当」のうち「内勤」並びに「賦課のため外勤」に係る手当を廃止した。(職員課)	今後とも、事務効率の向上等により特殊性の希薄となってきた業務については、適宜見直しを図る。(職員課)
監査結果	特殊勤務手当については、内規等によりその内容を明確にし、公平性を確保することが望まれる	監査時点と同じ(職員課)	特殊勤務手当の取扱いについては、その適用業務が多岐にわたる場合、簡潔かつ具体的に全てを明示することは困難であるが、適宜内容の明確化に努める。(職員課)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	調整手当の支給率の見直しを検討していくことが望まれる	監査時点と同じ(職員課)	調整手当については、平成15年4月に支給率を10%から9%に引き下げたところであるが、今後とも国の給与制度や近隣市等の状況等を踏まえて適宜検討する。(職員課)
監査結果	清掃工場のクレーンに係る運転管理の外部委託化について、検討を行うことが望まれる	船橋市財政健全化プラン等を含め、関係部署と協議を行っている。(北部清掃工場)	今後も、船橋市財政健全化プラン等を含め関係部署と協議し、検討して行きたい。(北部清掃工場)
監査結果	北部清掃工場の維持修繕に係る業務については、規模等に応じ個別発注により対応することが望まれる	場内整備業務は、クレーン運転業務を一部兼務し、クレーンに係る運転管理の外部委託化と密接に関係するため、船橋市財政健全化プラン等を含め、関係部署と協議を行っている。(北部清掃工場)	今後も、船橋市財政健全化プラン等を含め関係部署と協議し、検討して行きたい。(北部清掃工場)
監査結果	北部清掃工場の中央監視に係る時間外勤務時間について、職員の意識改革やシフト管理の改善による削減を図ることが望まれる	中央監視職員については、計画的に日勤時に休暇の取得を心がけてもらい、日勤時の不足人員は他の技術スタッフで補うなど、時間外の削減に努めている。(北部清掃工場)	時間外勤務の削減のため、勤務シフトの変更等、今後さらに検討して行きたい。(北部清掃工場)
監査結果	北部清掃工場のクレーンの整備等の立会いに係る時間外勤務時間については、日常業務に取り込むことが望まれる	日曜日に実施しているクレーン点検業務は、昨年9月より時間外勤務から振り替え休日に対応している。ローダーの整備業務を見直し、平日業務内で行っている。(北部清掃工場)	今後も、クレーン点検業務は日曜日に実施し、勤務については休日を振り替えて対応する。ローダーの整備業務は業務を見直し平日業務内で行っていく。(北部清掃工場)
監査結果	北部清掃工場の工事等の立会いに係る時間外勤務時間については、日常業務に取り込むことが望まれる	休日の整備は実施しないよう、整備工程を調整するとともに、緊急の整備が必要な場合は、振り替え休日に対応している。(北部清掃工場)	今後も、休日の整備は実施しないよう、整備工程を調整するとともに、緊急の整備が必要な場合は振り替え休日に対応していく。(北部清掃工場)
監査結果	同一業務間等で職員の入れ替えを行うなどにより職員構成の均一化を図っていくことが望まれる	平成17年4月1日現在での職員の年齢構成は、北部清掃工場では50歳台が2名、40歳台が4名、30歳台が2名、南部清掃工場が40歳台が4名、30歳台が4名となっており、職員の平均年齢は北部清掃工場が43.6歳、南部清掃工場が39.2歳である。ちなみに技能員全体の平均年齢は約44.6歳となっている。(職員課)	人事異動にあたっては、所属間の年齢構成の偏りの解消のためなど単一の要素のみで行うわけではなく、行政効果を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう適材適所の配置を行うなど行政運営上の必要性、また在課年数等多くの要素を総合的に勘案した上でやっている。(職員課)
監査結果	シフト外であった職員の休日勤務に係る時間外勤務時間については、今後改善を行うべき事項として認識することが望まれる	計画的な休暇取得、健康面での自己管理の徹底、また、一部業務の見直しを図り、時間外の削減に努めている。(清掃センター)	時間外勤務削減のため、勤務シフト管理方法の改善等、今後更に検討して行きたい。(清掃センター)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	市外旅行命令簿に誤記入が生じた場合には、適宜修正するよう注意することが望まれる	会計課の照合により訂正が生じた場合、速やかに旅行命令簿も正しく記入することとした。(クリーン推進課)	
監査結果	予算と決算の差額分析を行って、予算作成時における削減目標の策定に資する取組みが必要と考える	監査時点と同じ(クリーン推進課・清掃センター・南部清掃工場・北部清掃工場)	予算と決算を比較・分析し、より効率的な行政運営を図るため、翌年度の予算作成時において活用する。(クリーン推進課・清掃センター・南部清掃工場・北部清掃工場)
監査結果	差異分析の対象範囲や文書化について、マニュアルを整備する必要があると考える		予算と決算の差異分析については、予算の執行率や不要額等を基準にして行っている。しかし、事業の内容や予算規模、契約の方法が個々に異なるため、統一した様式やマニュアルの整備は困難と思われる。(クリーン推進課・清掃センター・南部清掃工場・北部清掃工場)
監査結果	環境公社への委託4事業は、可能な限り民間事業者へ委託することが望ましい		平成17年7月に「ごみゼロ検討委員会」を発足させ、広く市民等の意見を取り入れた「船橋市一般廃棄物処理基本計画」が策定されることとなっていることや、平成15年6月「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定され、現在その見直しを検討される事となっている等により、それらの状況を見ながら、「環境公社」の今後のあり方を検討していく。(クリーン推進課)
監査結果	環境公社の縮小・解散等を真剣に検討する段階に来ていると考えられる		